

健康・安全・安心

～日本一健康で元気なまちづくり～

- 「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」
スポーツができるまちづくり
- 誰もが健康で、安心して暮らせるまちづくり
- 危機管理能力の高いまちづくり

子どもや大人が元気にスポーツするまちは、健康的で活力のあるまちです。

市民一人ひとりが生き生きと笑顔でいられるためには、健康であることが重要です。

健康づくりのために「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツができる場と機会を増やすなど、日本一健康で元気なまちづくりを推進します。

また、市民の命、財産を守るため、地域、事業者、行政が連携を図りながら、危機管理能力の高いまちづくりを目指します。

健康・安全・安心

- 37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。
～元気倍増大作戦～（4年以内）
- 38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。
（4年以内）
- 39 万全な危機管理体制を構築します。（4年以内）
- 40 民間住宅の耐震化補助事業を拡充します。（すぐ）
- 41 障害者自立支援法の時限措置終了後も、市独自の負担軽減策を継続します。
（すぐ）

37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。 ～元気倍増大作戦～（4年以内）

《37-1 食生活・運動》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年までに、健康寿命（注1）を男性17.0年、女性19.5年まで伸ばします。
- ・平成23年度末までに、食事バランスガイド（注2）を知っている人の割合を60%以上とします。
- ・平成24年度末までに、意識的に体を動かすなど運動している人の割合を、男性35%以上、女性26%以上とします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・ヘルスプラン21では、「栄養・食生活」「身体活動・運動」など7つの分野を設定し、市民の健康づくりに取り組んでいます。
- ・平成19年度に食育推進計画を策定し、食育の推進を図るとともに、健康教室、健康相談など栄養や運動に関する各種事業を展開しています。
- ・平成19年の市の健康寿命は、男性16.4年、女性19.2年です。
- ・食事バランスガイドを知っている人は、47.8%（平成19年調査）、意識的に体を動かすなど運動している人の割合は男性27.3%、女性22.3%（平成17年調査）です。

② 取組内容

- ・ヘルスプラン21の重点プログラムを中心に、市民が主体的に取り組む健康づくりを推進します。
- ・食生活や運動に関する講座などにより、市民一人ひとりの健康的な生活習慣づくりの支援や普及啓発を行います。
- ・健康づくりは継続していくことが最も重要であることから、習慣化や仲間づくりによる継続化を図るため、健康づくりを継続して行う「いきいき健康づくりグループ」を育成していきます。また、健康づくりを自主的に行っている既存グループについても、活動が中断しないよう支援をしていきます。
- ・ウォーキングマップの作成、イベントの開催、ウォーキンググループの活動紹介などを通して、ウォーキングによる健康づくりを推奨していきます。
- ・自主グループや食生活改善推進員などと協働して、食と運動に関する「健康倍増ガイドブック」を作成し、ガイドブックを活用して健康づくり情報を市民へ発信します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
ヘルスプラン21の推進		→			
「いきいき健康づくりグループ」育成教室			→		
					全区に増やす
健康倍増ガイドブックの作成・活用		→			
ウォーキングによる健康づくり		→			

（注1）健康寿命とは、65歳に達した市民が、健康で自立した生活を送る期間、具体的には「要介護2」以上になるまでの期間。

（注2）食事バランスガイドとは、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかをコマに例えた一目でわかる食事の目安。「主食」「副菜」「主菜」「牛乳・乳製品」「果物」の5グループに分類した食事をバランスよくとれるよう、それぞれの適量をわかりやすく示すもの。

所管課 保健福祉局 保健部 健康増進課 （問合せ先：048-829-1294）

37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。 ～元気倍増大作戦～（4年以内）

《37-2 介護予防》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年までに、健康寿命を男性17.0年、女性19.5年まで伸ばします。
- ・平成24年度末までに、介護予防特定高齢者施策事業（注1）の参加者を1,800人に増やします。
- ・平成24年度末までに、介護予防一般高齢者施策事業（注2）の参加者を15,000人に増やします。
- ・平成24年度末までに、介護予防・生活支援事業（介護予防水中運動教室事業）（注3）の参加者を210人に増やします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・高齢者が元気に過ごすため、介護予防事業や一般高齢者を対象とした運動や栄養に関する各種教室などの事業を展開しています。
- ・平成19年の市の健康寿命は、男性16.4年、女性19.2年です。
- ・介護予防特定高齢者施策事業参加者は1,098人、介護予防一般高齢者施策事業参加者は11,348人、介護予防水中運動教室事業参加者は135人です。（平成20年度）

② 取組内容

- ・高齢者に向けた各事業の実施回数を増やすとともに、医療機関や地域包括支援センターと連携して、特定健診などの受診率の向上に努め、生活機能評価において生活機能の低下がみられ要介護（要支援）になる恐れがあると判定された高齢者には、介護予防特定高齢者施策事業への参加を促します。
- ・生活機能評価において、元気な高齢者と判定された人には、介護予防一般高齢者施策事業への参加を促します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
介護予防特定高齢者施策事業	参加者目標	1,200人	1,400人	1,600人	1,800人
介護予防一般高齢者施策事業	参加者目標	12,000人	13,000人	14,000人	15,000人
介護予防・生活支援事業（介護予防水中運動教室事業）	参加者目標	150人	170人	190人	210人

(注1)介護予防特定高齢者施策事業とは、要介護（支援）になる恐れのある方（元気アップシニアと呼んでいる）を対象に、運動器の機能向上や口腔機能向上、栄養改善指導等の事業を実施し、要介護（支援）状態への悪化を防止するもの。

(注2)介護予防一般高齢者施策事業とは、元気な高齢者を対象に現在の健康を維持・向上してもらうために、高齢者向けの運動やストレッチ、また介護予防に関する知識や情報の提供を行うため、各種プログラムを実施するもの。

(注3)介護予防・生活支援事業（介護予防水中運動教室事業）とは、健康に不安を抱えるか、要支援1・2の方を対象とした介護予防事業。

所管課 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課（問合せ先：048-829-1260）
保健福祉局 福祉部 介護保険課（問合せ先：048-829-1264）

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。
(4年以内)

～ 多目的広場倍増プロジェクト ～

現 状

●場所（空間）の減少

昔は、気軽にキャッチボール・ドッジボールなどのボール遊びや、鬼ごっこ・カンけりなどができる子どもたちが自由に遊べる広場や空き地が、身近に存在していたが、現在では減少傾向となっている。

●規制の強化

社会情勢や市民意識の変化などにより、広場や公園で過ごす人たちや近隣住民とのトラブルなどを避けるための規制が強化され、ボール遊びを禁止する公園が多くなっている。

プロジェクトの取組方針

取組内容①

既存施設の利用転換や運用の工夫により、スポーツができる空間や時間を増やします。

◇団体へ有料で貸出しているスポーツのできる公園や民有地、遊水地などを、利用形態の転換により、個人の利用者が無料で利用できる空間や時間を増やす。



取組内容②

遊休地などを活用したスポーツもできる広場を増やします。

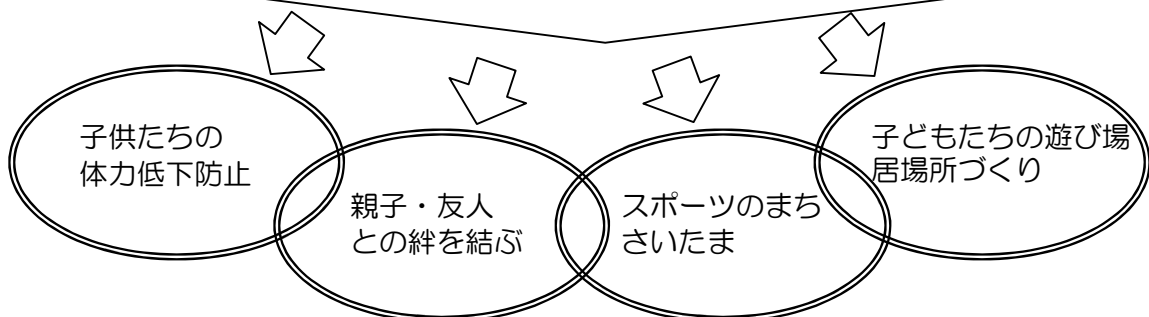
だれもが

- ボール遊びができる
- 個人利用ができる
- いつでも利用できる
- 安心安全に遊べる

「(仮称)スポーツふれあい広場」を整備します。

「(仮称)スポーツふれあい広場」設置の方策

- ・新たに
未利用地などを活用・整備して設置する。
- ・既存の
公園などの敷地内にゾーニングを施し設置する。



目 標	親子や友達など多世代にわたり、気軽に身近なスポーツを楽しむことができる広場（場所）を増やし、体力向上やスポーツ振興を図るとともに市民がこの広場を通じ絆を深めることを目標とします。
統括責任課	スポーツ企画課
所 管 課	用地管財課、農業環境整備課、都市公園課、道路計画課、河川課、管財課、体育課、農地調整課

《38-1 多目的広場整備方針の決定》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・ 未利用地を活用したスポーツもできる多目的広場の整備に向けて、管理運営手法などに関する研究会を設置し、平成22年6月までに整備方針を決定します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・ 市有の多目的広場は、公園の一部を市民が利用できる広場として整備しています。
- ・ 未利用地を活用したスポーツもできる多目的広場の計画等は、策定していません。



【つつじヶ丘公園(北区)内の多目的グラウンド】

② 取組内容

- ・ 未利用地（市有未利用地、遊水地、都市計画道路用地、大学グラウンド用地等）を活用したスポーツもできる多目的広場を整備するため、学識経験者、NPO法人などで構成する研究会を設置し、管理運営手法などの問題解決のための整備方針を決定します。
- ・ 整備方針に基づき、未利用の市有地や民有地についての情報収集、用地活用の検討を行い、新たにスポーツもできる多目的広場を整備します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
研究会設置・整備方針の決定	→			
未利用地の情報収集・用地活用の検討	→			
スポーツもできる多目的広場の新設・整備	→			

所管課

政策局
財政局

政策企画部
財政部

スポーツ企画課
用地管財課

（問合せ先：048-829-1058）

（問合せ先：048-829-1191）

《38-2 都市公園内のグラウンド等の個人への開放》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成22年度末までに、都市公園内のグラウンド等の運動施設に個人利用ができる開放日を設け、だれもが気軽にスポーツができる機会を増やします。

現状（平成21年3月末時点）

- 都市公園の中でグラウンド等の運動施設がある公園は39公園ありますが、団体利用が中心のため、個人利用は制限されています。

【運動施設がある39公園の内訳】

公園種別		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
街区公園	14	3	5		5		1				
近隣公園	13		3	1	4	1	1			1	2
総合公園	8	1			1	1	1	1		1	2
運動公園	1							1			
都市緑地	3	1					1			1	
合計	39	5	8	1	10	2	4	2	0	3	4

② 取組内容

- 都市公園内のスポーツのできる広場については、団体利用の少ない平日などに開放日を設け、だれもが気軽にスポーツができる機会を増やします。
- 条例改正などの必要性を検討し、開放日の利用は無料とします。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
現況調査・条例改正の必要性の検討		→		
都市公園内のグラウンド等の個人への開放			→	

《38-3 民有地を活用した多目的広場の整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、民有地を活用したスポーツもできる広場を2か所から4か所以上に増やします。

現状（平成21年3月末時点）

- 民有地を活用したスポーツもできる広場（民間児童遊園地（注1）・借地公園（注2））は、2か所あります。



【民間児童遊園地：中川自治会広場（見沼区）】

② 取組内容

- ホームページ等を活用して民有地の情報収集などを行う情報交換プラットフォーム（注3）を新たに構築し、公園用地の確保を積極的に行い、スポーツもできる広場として民間児童遊園地や借地公園を新設します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
情報交換プラットフォームの構築		→			
民間児童遊園地・借地公園の整備（2か所）				→	

（注1）民間児童遊園地とは、自治会等が設置及び管理をし、市民のだれもが自由に利用できる公園。

（注2）借地公園とは、民有地等を借地方式により整備する公園。

（注3）情報交換プラットフォームは、民有の未利用地情報を収集するため、土地所有者と市とがホームページ等を活用して情報交換を行うシステムをいう。

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課 （問合せ先：048-829-1420）

《38-4 「(仮称)スポーツふれあい広場」の整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、公園内の一角にボール遊びなどのスポーツもできる「(仮称)スポーツふれあい広場」を、各区に1か所整備します。

現状(平成21年3月末時点)

- 市民に最も身近な公園である住区基幹公園(注1)では、スポーツのできる広場がある公園を除き、トラブルを防止するため、原則としてボール投げ等を禁止しています。



【公園に設置している「球技禁止」の掲示】

② 取組内容

- 平成22年6月に策定予定のスポーツもできる多目的広場の整備方針に基づき、市民に身近な公園内の一角に「(仮称)スポーツふれあい広場」を整備します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
「(仮称)スポーツふれあい広場」整備					
		調査検討	2か所	3か所 (累計:5か所)	5か所 (累計:10か所)

(注1)住区基幹公園とは、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課 (問合せ先：048-829-1420)

《38-5 大学との連携による多目的広場の整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、市内にある大学と連携し、学校施設内の一部を活用したスポーツができる多目的広場を3か所整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- キャンパス開放事業を実施している大学はありますが、スポーツができる多目的広場として、市民利用に提供している大学はありません。



【学校施設を活用した多目的広場整備のイメージ】

② 取組内容

- 市内にある大学のうち、連携可能な大学と調整を図り、学校施設内の一部を市民が利用できるスポーツもできる多目的広場として整備を行います。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
大学グラウンドの調査・大学との調整		▶			
市民が利用できるグラウンド等の活用			1か所	1か所 (累計:2か所)	1か所 (累計:3か所)

所管課 政策局 政策企画部 スポーツ企画課（問合せ先：048-829-1058）

《38-6 農業関連施設へのスポーツもできる多目的広場の整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、3か所の市有農業施設の敷地内にスポーツもできる多目的広場を整備します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・市有農業施設内は、一部の運動広場を除き、芝生広場において安全確保・トラブル防止のため球技等を禁止しています。

《市有農業施設(3か所)》

- ①農村広場(見沼区)
- ②市民の森・見沼グリーンセンター(北区)
- ③農業者トレーニングセンター(緑区)



【市民の森・見沼グリーンセンター(北区)】

② 取組内容

- ・平成22年6月に策定予定のスポーツもできる多目的広場の整備方針に基づき、平成24年度末までに、農業施設の敷地内にスポーツもできる多目的広場を3か所整備します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
農業施設内での整備実施手法と事例調査	➡			
多目的広場の整備		1か所	1か所	1か所

所管課 経済局 経済部 農業環境整備課 (問合せ先：048-829-1058)
 財政局 財政部 用地管財課 (問合せ先：048-829-1191)

39 万全な危機管理体制を構築します。（4年以内）

《39-1 総合防災情報システムの構築》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、災害発生時に迅速で的確な情報の収集と提供を行うため、総合防災情報システムを構築します。

現状（平成21年3月末時点）

- 気象情報や震度情報、河川水位情報は、個別に収集していますが、人（職員）の管理や物資の管理、地理情報を備える総合的なシステムは導入していません。



【防災気象情報システム】

② 取組内容

- 新たに、職員参集・安否確認システムや避難場所管理システム、備蓄物資管理システム、防災地理情報システム、被害予測システム、Jアラートなどを整備し、現在運用中の気象情報、震度情報、河川水位情報との統合による効果的かつ効率的な総合防災情報システムを構築します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
システム導入検討		→		
システムの構築			→	

所管課 総務局 危機管理部 防災課 （問合せ先：048-829-1126）

39 万全な危機管理体制を構築します。（4年以内）

《39-2 危機事案発生時の初動体制の確保》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・ 危機事案発生時の初動体制の確保を図るため、平成21年9月から職員の宿日直体制を整備します。
- ・ 平成21年度中に、職員の動員を速やかに行う職員参集システムを構築します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・ 危機発生時の動員体制については、電話等による緊急連絡網を整備しています。
- ・ 夜間・休日等の連絡動員体制については、職員による宿日直体制は導入していません。

【危機事案とは】

市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故(おそれがある場合を含む。)、あるいは、行政の信頼性を損なう事態をいい、以下の三つに大別する。

- 1 災害…暴風、豪雨、地震等や異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等
- 2 武力攻撃事態等及び緊急処理事態…武力攻撃、武力攻撃の手段に準じて多くの人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態
- 3 緊急事態等…テロ、感染症、環境汚染、行政の信頼を損なう事件・事故

② 取組内容

- ・ 平成21年9月から、夜間・休日等に職員を24時間体制で配置することにより、危機事案発生時の速やかな初動体制を確保します。
- ・ 平成21年度中に、携帯電話へのメール送信による職員参集システムを構築し、初動体制の確保をより万全なものとしします。
- ・ 平成24年度までに、職員参集システムを総合防災システムに統合します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
宿日直体制		● 9月			
職員参集システムの構築					
総合防災情報システムに統合					

所管課 総務局 危機管理部 安心安全課 （問合せ先：048-829-1125）

39 万全な危機管理体制を構築します。（4年以内）

《39-3 防災ボランティアコーディネーターの養成と避難場所運営体制の構築》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、防災ボランティアコーディネーター（注1）を600人、防災士（注2）を500人養成します。
- ・避難場所の運営体制を構築するため、平成24年度末までに、避難場所運営委員会（注3）を公民館を除くすべての避難場所へ設置します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・防災ボランティアコーディネーターの養成は、行っていません。
- ・住民主体の避難場所運営のため、104か所の避難場所に避難場所運営委員会が設置されています。

避難場所の区分		
避難場所（公民館を除く）		196か所
学校	小学校	103校
	中学校	57校
	高等学校	23校
	その他	13施設
公民館		54か所

② 取組内容

- ・防災ボランティアコーディネーター600人を養成するため、自主防災組織からの参加者などを対象とした、養成研修を実施します。
- ・地域の避難場所運営委員会の核となって活動する防災士500人を養成するため、防災士養成研修講座を実施します。
- ・自主防災組織などと協議を行い、平成24年度末までに、公民館を除くすべての避難場所（196か所）に避難場所運営委員会を設置します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
防災ボランティアコーディネーター養成研修			200人	200人 (累計:400人)	200人 (累計:600人)
		50人	150人 (累計:200人)	150人 (累計:350人)	150人 (累計:500人)
避難場所運営委員会設置 (既存設置数:104か所)		14か所 (累計:118か所)	26か所 (累計:144か所)	26か所 (累計:170か所)	26か所 (累計:196か所)

(注1) 防災ボランティアコーディネーターとは、災害発生時にボランティアとの調整を図るため、被災者とボランティアのかけはしとなる役割を果たすもの。

(注2) 防災士とは、防災力向上のための活動を行う十分な意識・知識・技能を有する者として、防災士認証規準に基づき認定される者。

(注3) 避難場所運営委員会とは、市内小中学校などを拠点として地震災害時の避難生活に備え、自主的な訓練その他の活動を行うため、避難区域の自主防災組織を主体に構成するもの。

所管課 総務局 危機管理部 防災課 (問合せ先: 048-829-1126・1127)

39 万全な危機管理体制を構築します。（4年以内）

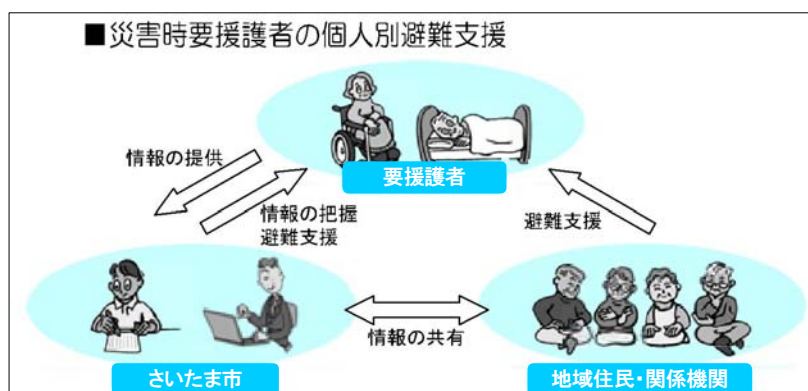
《39-4 災害時要援護者への支援》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年度までに、災害時要援護者への支援を充実するため、「個別避難支援プラン作成マニュアル」を策定します。

現状(平成21年3月末時点)

- 災害時の要援護者名簿は、配布していません。



② 取組内容

- 平成21年度は、災害時要援護者のうち、高齢者（65歳以上）の単身者及び高齢者のみの世帯の名簿を作成し、支援活動の中心となる各自主防災組織へ配布します。
- 平成22年度は、災害時要援護者のうち、障害者を対象とした名簿を作成します。
- 平成23年度は、日頃の見守り活動や災害時の安否確認・避難誘導等に活用するための「個別避難支援プラン作成マニュアル」を策定します。
- 平成24年度は、各自主防災組織への個別避難支援プラン作成の要請・支援を行います。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
災害時要援護者(高齢者)名簿配布・更新		→			
災害時要援護者(障害者)名簿作成			→		
「個別避難支援プラン作成マニュアル」の策定				→	
「個別避難支援プラン」作成の要請・支援					→

所管課 総務局 危機管理部 防災課 (問合せ先：048-829-1126)

39 万全な危機管理体制を構築します。（4年以内）

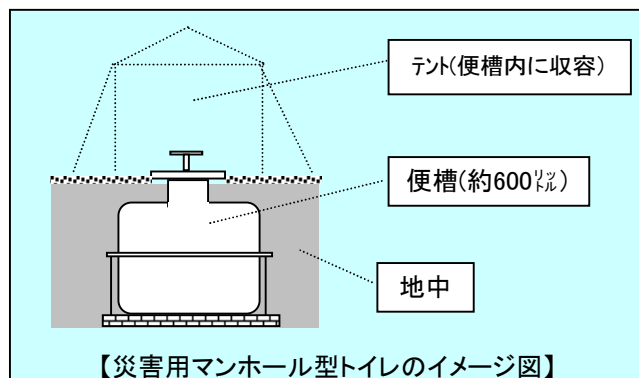
《39-5 マンホールトイレの整備》

① 数値目標等（取組指標・方針）

・平成24年度末までに、避難場所である市立小・中・高等学校100校に600基の災害用マンホール型トイレ（注1）を整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・避難場所には、組み立て式トイレや簡易トイレが2,922基整備されています。
- ・災害用マンホール型トイレは、平成21年度から5年間で市立学校90校に540基を整備する計画となっています。



② 取組内容

- ・平成21年度から6年間で、避難場所である市立小・中・高等学校全162校に災害用マンホール型トイレの整備を進めます。
- ・平成24年度までの4年間では、100校を対象に1校当たり6基の設置を基本に合計600基の災害用マンホール型トイレの整備を行います。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
災害用マンホール型トイレの整備	10校60基	30校180基 (累計:40校240基)	30校180基 (累計:70校420基)	30校180基 (累計:100校600基)

(注1) 災害用マンホール型トイレとは、ライフラインが途絶するような大規模災害時に必要に応じて設置する仮設トイレで、平常時はマンホール型の蓋の中に必要な機材を収納しており、災害時等に、マンホールの中から機材を取り出してトイレとして使用できる設備。

所管課 総務局 危機管理部 防災課 (問合せ先：048-829-1127)

39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)

《39-6 新型インフルエンザ対策》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年10月末までに、新型インフルエンザ対策行動計画の改定を行います。
- ・流行時における感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にするため、抗インフルエンザウィルス薬や感染防護具などの資器材の備蓄を計画的に行います。

現状(平成21年3月末時点)

- ・鳥インフルエンザ(H5N1)由来を想定した新型インフルエンザ対策行動計画や新型インフルエンザ対応マニュアルを策定し、新型インフルエンザ対策を行ってきました。
- ・新型インフルエンザ(豚由来H1N1)については、国の運用指針や新型インフルエンザ対策検討会・専門部会の意見を踏まえた、医療・相談・検査体制で対応しています。

【新型インフルエンザの予防】

新型インフルエンザの予防について

以下を参考に、日頃から予防に努めましょう。

●手洗い、うがい

●咳エチケット

●流行時は人ごみを避ける

●十分な休養と栄養バランスのとれた食事

●情報収集



② 取組内容

- ・医療関係者との密接な情報共有や対応策の検討などを行うため、新型インフルエンザ対策検討会専門部会を定期的に開催します。
- ・新型インフルエンザの発生状況などにより、適切な対応が可能となるよう新型インフルエンザ対策行動計画、保健所新型インフルエンザ対応マニュアルを随時改定していきます。
- ・新型インフルエンザが流行し、市内の抗インフルエンザウィルス薬が不足した場合、医療機関に放出するとともに、医療関係者が支障なく活動が継続できるよう感染防護用品・消毒薬の備蓄を計画的に行います。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
新型インフルエンザ対策行動計画、保健所対応マニュアルの随時改定					
抗インフルエンザウィルス薬、感染防護用品などの計画的備蓄					
対策検討専門部会の開催					

39 万全な危機管理体制を構築します。（4年以内）

《39-7 地域防犯ステーションなどの増設と自主防犯パトロールの促進》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、安心・安全なまちづくりを推進するため、地域防犯ステーションや公共施設などを利用した防犯パトロール拠点施設を15か所増やし、20か所とします。
- ・平成24年度までに、自主防犯活動団体を760団体にします。

現状(平成21年3月末時点)

- ・市内5か所の廃止交番を地域防犯ステーションとして、自主防犯活動団体に提供しています。
- ・自主防犯活動団体は、694団体です。



【高砂防犯ステーションの活動状況(浦和区)】

② 取組内容

- ・地域防犯ステーションや防犯パトロール拠点施設については、1中学校区に1か所の57か所の設置を目指し、各地域の設置状況や防犯活動の状況などに基づき、施設が必要な場所を検討し、平成24年度末までに新たに15か所設置します。
- ・自主防犯活動団体に対して、地域情報や活動の場を提供するとともに、地域防犯活動助成金の交付を行います。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
防犯パトロール拠点施設の検討・設置	1か所 (累計:6か所)	5か所 (累計:11か所)	5か所 (累計:16か所)	4か所 (累計:20か所)
自主防犯活動団体数	6団体 (累計:700団体)	20団体 (累計:720団体)	20団体 (累計:740団体)	20団体 (累計:760団体)

(注1) 中学校区とは、市内の各中学校の通学区域のこと。

所管課 市民局 市民部 交通防犯課 (問合せ先: 048-829-1219)

40 民間住宅の耐震化補助事業を拡充します。(すぐ)

① 数値目標等(取組指標・方針)

- 平成21年度末までに、民間住宅の耐震化を推進するため、耐震化補助事業の見直しを行い、平成22年度から耐震補強等助成事業を拡充します。

現状(平成21年3月末時点)

- 昭和56年以前に建築された民間住宅の耐震診断や耐震補強工事の補助事業・木造戸建住宅に対する耐震診断事業を実施しています。

【住宅の耐震性の状況】

(単位:戸)

種類	基準年(平成19年度)				計
	旧耐震基準 (～S56)	新耐震基準 (S57～)		計	
		耐震性が 不十分	耐震性 あり		
	a	b (= a - c)	c	d	
戸建住宅	61,700	54,300	7,400	157,900	219,600
共同住宅	45,800	19,200	26,600	193,900	239,700
住宅合計	107,500	73,500	34,000	351,800	459,300

② 取組内容

- 市民にとって利用しやすい制度となるよう、戸建住宅の建替えに対する補助制度の創設や耐震化補助事業の拡充を行います。
- 耐震補強工事を実施することが困難な民間住宅に対して、耐震シェルター(注1)の設置補助制度を創設します。

③ 事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
耐震化補助事業の見直し		→			
拡充補助事業の実施			→	→	→
建替え補助事業の創設			● 4月 実施	→	→
耐震シェルター設置補助制度の創設			● 4月 実施	→	→

(注1)耐震シェルターとは、寝室など住宅の一部に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る機能を有する箱型の構造物。住宅本体に、手を加えることがないため、短期間で設置することが可能。

41 障害者自立支援法の時限措置終了後も、市独自の負担軽減策を継続します。 (すぐ)

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・ 国において障害者自立支援法廃止の動きがあることから、国の動向を踏まえつつ、市独自負担軽減策（注1）を継続します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・ 障害福祉サービスを利用する低所得者に対し平成19年1月から市独自の激変緩和策を実施しています。

【障害者手帳所持者数】

（各年4月1日）

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
身体障害者手帳	25,311	26,368	27,306	28,360	28,489
療育手帳	4,363	4,559	4,788	5,003	5,022
精神保健福祉手帳	2,592	3,014	3,482	3,941	4,546
合 計	32,266	33,941	35,576	37,304	38,057

② 取組内容

- ・ 障害者自立支援法を廃止するとの方針が一部示されていることから、国の動向について、情報収集を徹底します。
- ・ 障害者自立支援法の廃止など国の制度変更を見極めながら、現在の市独自軽減策を継続すべきか新たな軽減策を実施すべきか検討し、方針を示すこととします。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
国の見直しなどの動向調査	→			
市独自策の検討・継続	→			

（注1）市独自負担軽減策としては利用者負担助成と通所施設運営安定化支援事業を行っている。利用者負担は、低所得者世帯及び障害児施設利用者の一部に、定率負担額の1/2を、国の軽減策より上回る場合に助成するもの。また、通所施設運営安定化支援事業は、身体、知的障害者通所施設を対象に、平成18年3月時点の収入と国の特別対策費を減じた該当月の収入との差額の1/2が、国特別対策費より上回る場合に、国特別対策費との差額を補助するもの。